

弘前市 災害廃棄物 処理計画

令和●年●月
弘前市

目 次

第1章 計画策定の目的	1
1.1 目的と背景	1
1.2 計画の位置付け	1
第2章 基本的事項	3
2.1 対象とする災害	3
2.2 対象とする災害廃棄物	6
2.3 対象とする業務	7
2.4 災害廃棄物処理の基本方針	7
第3章 災害廃棄物処理のための体制等	9
3.1 組織体制	9
3.2 情報連絡体制	10
3.3 協力・支援体制	11
3.4 一般廃棄物処理施設等の状況	12
第4章 行動計画	14
4.1 初動対応の考え方の整理	14
4.2 行動計画	15
第5章 想定する災害	27
5.1 地震	27
5.2 水害	30

第6章 災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れ	33
6.1 発生量	33
6.2 処理可能量	48
6.3 処理スケジュール	51
6.4 処理フロー	51
第7章 災害廃棄物の処理方法等	58
7.1 仮置場	58
7.2 生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策	61
7.3 有害廃棄物・その他処理が困難な廃棄物の対策	65
7.4 積雪期の対応方針	67
第8章 避難所ごみ及びし尿の処理	69
8.1 避難所ごみ	69
8.2 し尿処理	71

第3章 災害廃棄物処理のための体制等

3.1 組織体制

発災後、「弘前市地域防災計画」に基づき市長が設置する「弘前市災害対策本部」（図 3.1 参照）において、市民生活部に置かれる環境班（班長：環境課長）では、表 3.1 のとおり「清掃班」を組織する。

図 3.1 弘前市災害対策本部組織図

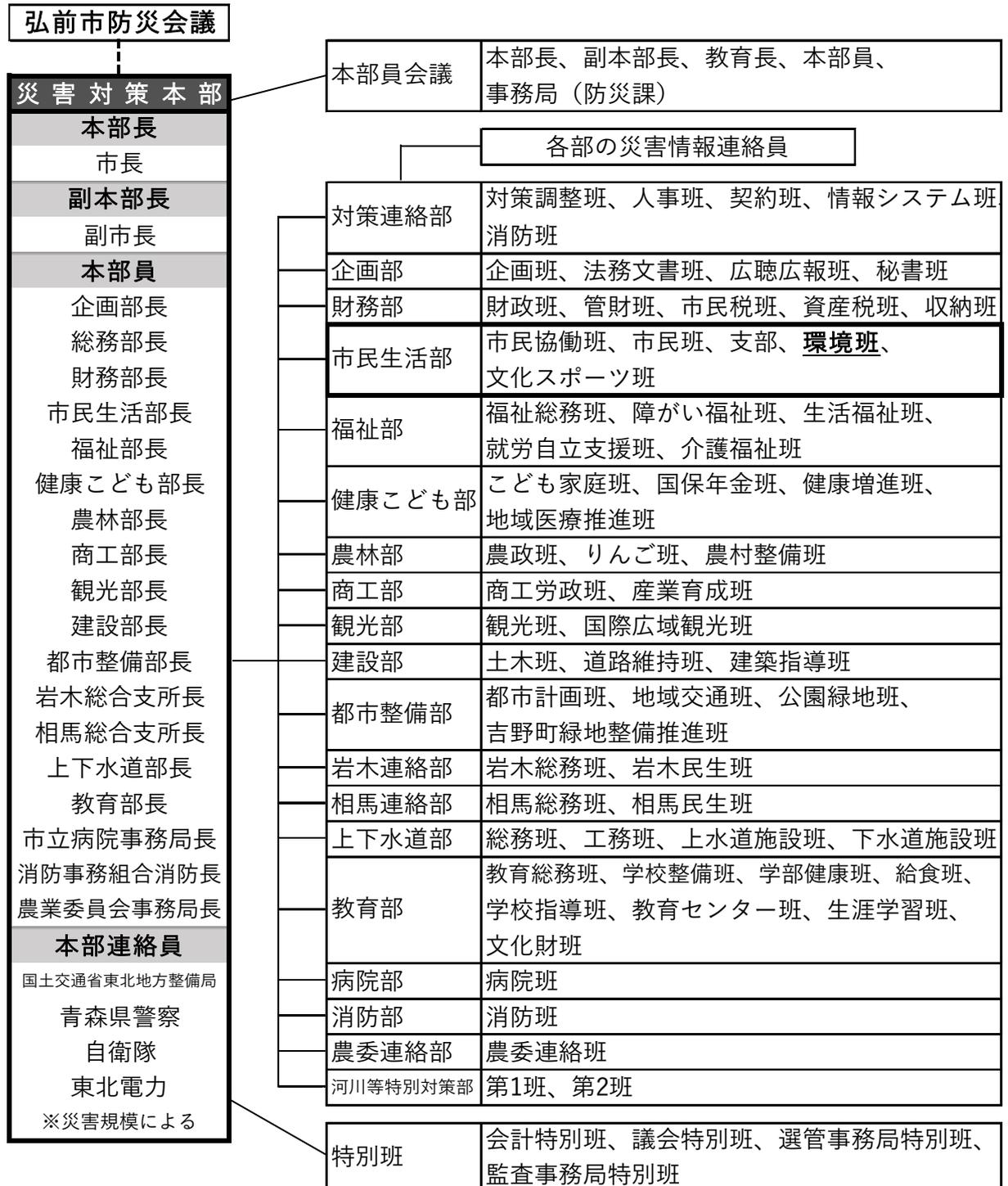


表 3.1 清掃班の業務内容

清 掃 班	担当区分	主な業務内容
	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部、他部局との調整 ・ 財務に関すること ・ 広報に関すること ・ 県や他市、関係機関との連絡調整 ・ 広域的な処理対策 ・ 市民からの問合せの対応
	計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生状況の把握 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定と進捗管理
	仮置場・施設担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場設置・運営 ・ 処理施設の被害状況把握・復旧対策 ・ 処理施設の運営管理 ・ 弘環組合との連絡調整
	生活ごみ・し尿担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ごみ対策 ・ 避難所ごみ対策 ・ 仮設トイレ設置 ・ し尿・浄化槽汚泥対策
	環境保全担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境保全対策

3.2 情報連絡体制

災害廃棄物処理対策を適正かつ円滑・迅速に実施するため、県、関係機関・関係団体等との緊密な情報連絡体制の確保を図る。

発災後の情報収集項目を表 3.2 に示す。また、収集した廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の被災状況等の情報は、表 3.3 に示すように災害対策本部や県にも報告する。

表 3.2 情報収集項目

項目	目的	確認先
公共インフラの被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設等の稼動見込みの把握 ・ し尿発生量の推計 	弘前市災害対策本部
建物の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量の推計 	
避難所の開設場所及び避難者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所ごみ発生量の推計 ・ し尿発生量の推計 ・ 災害トイレ必要基数の把握 ・ 収集運搬計画の検討 	
道路交通情報（道路啓開・規制）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬計画の検討 	
浸水被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量の推計 	
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力の把握 ・ 必要資材の把握 	弘環組合
有害物質等の流出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の維持 	弘前市災害対策本部
弘前市一般廃棄物収集・運搬業許可業者の車両の被災状況及び従業員の参集状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集・運搬計画の検討 	各許可業者

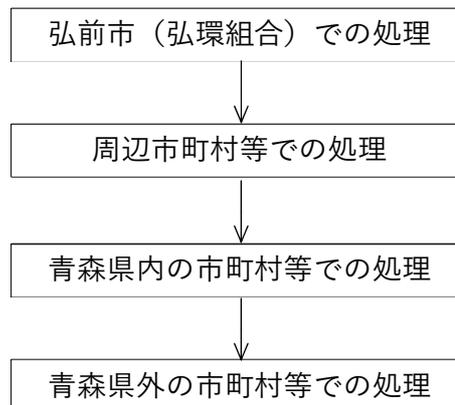
表 3.3 情報提供項目

項目	目的	報告先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設の被災状況 ・ 廃棄物処理施設の復旧の見通し ・ 廃棄物処理施設の復旧までに必要な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の処理体制の構築 	弘前市災害対策本部 青森県環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の発生量 ・ 仮置場の位置と規模 ・ 必要資材の調達状況 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の保全 	

3.3 協力・支援体制

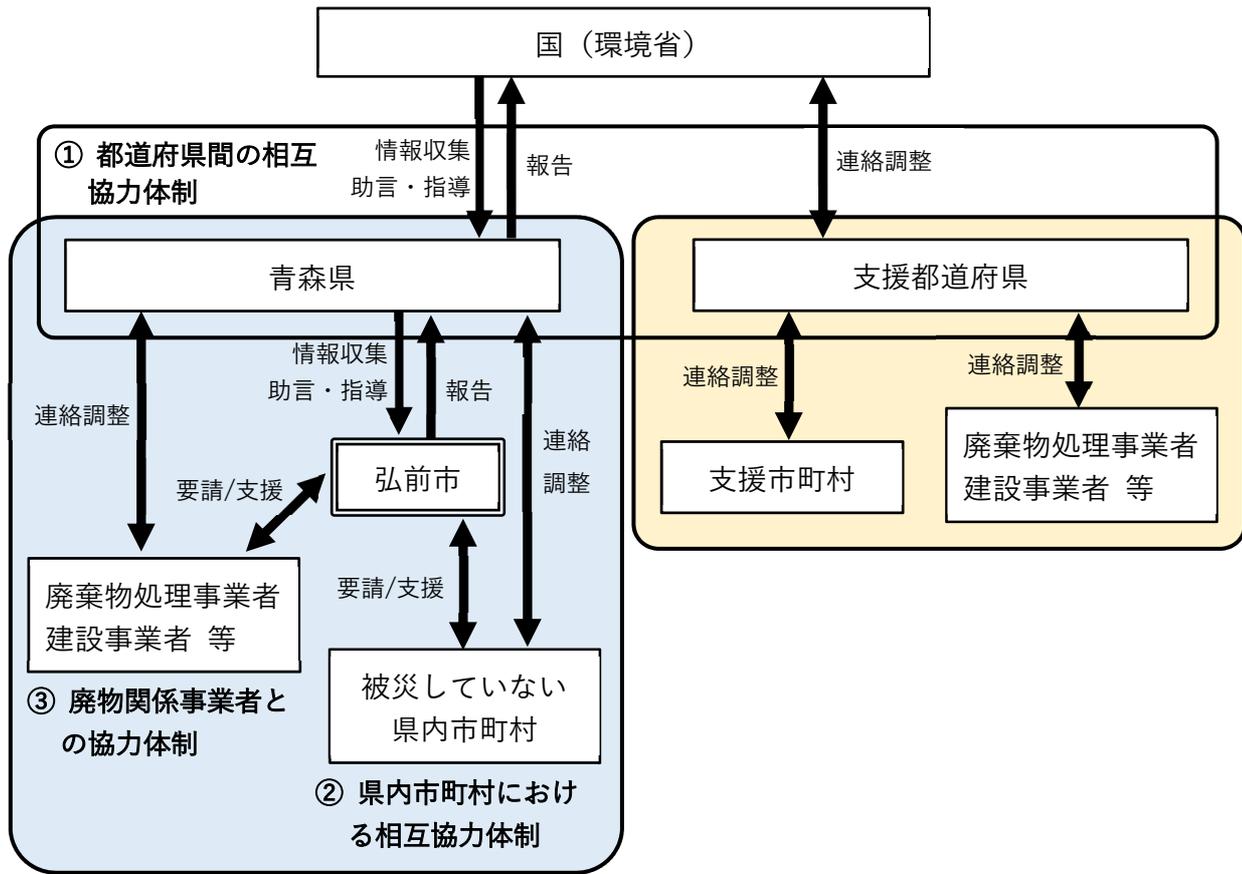
市単独で災害廃棄物処理に対応できない場合は、近隣の市町村や県への支援を求め、連携して対応する。支援要請の優先順位は、図 3.2 のとおりである。また、以下に災害時に想定される協力・支援体制を整理した。

図 3.2 災害廃棄物処理と支援要請の順位



災害時における災害廃棄物処理に係る協力・支援体制を図 3.3 に示す。関係機関や周辺の市町村及び関係団体等と調整し、災害時の連携や相互協力、広域的な処理に向けた体制を協定締結等により協力・支援を要請する。

図 3.3 災害廃棄物処理の協力・支援体制

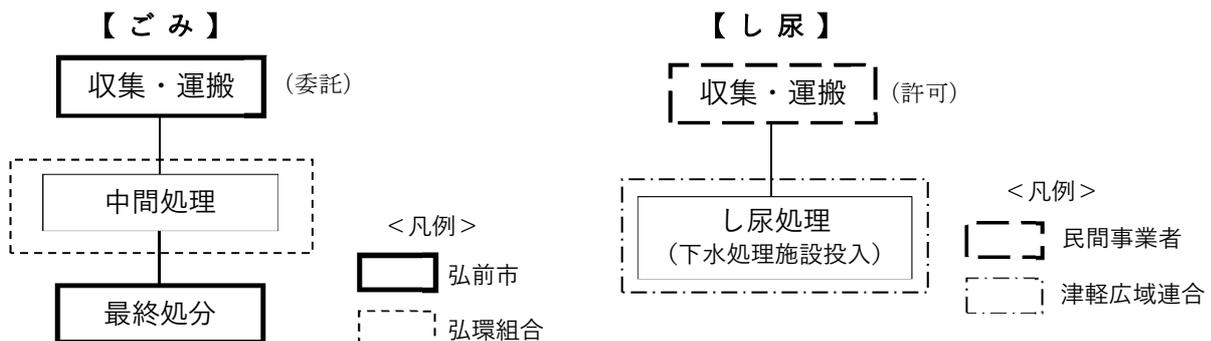


3.4 一般廃棄物処理施設等の状況

3.4.1 一般廃棄物処理体制

弘前市のごみ及びし尿処理体制の概要を図 3.4 に示す。弘前市では、ごみの収集・運搬を民間事業者へ委託しており、収集したごみを弘環組合の施設で中間処理を行った後、市の最終処分場へ埋立している。し尿は、市の許可を有する民間事業者が収集・運搬し、津軽広域連合が管理するし尿処理施設へ投入している。

図 3.4 弘前市のごみ及びし尿処理体制の概要



3.4.2 一般廃棄物処理施設の状況

一般廃棄物処理施設の状況を表 3.4 及び図 3.5 に示す。

表 3.4 処理施設及び最終処分場の状況

施設の種類	施設の名称	処理方式	処理能力 (残余容量)	竣工 (埋立開始)
焼却施設	弘前地区環境整備センター	焼却	246 t /日	2003 年
	南部清掃工場	焼却	140 t /日	1992 年
再資源化施設	弘前地区環境整備センター	選別、破碎、 圧縮・梱包	93 t /日 (5h)	2003 年
最終処分場	弘前市埋立処分場 (第 2 次) 第 1 区画 (H28.11.28 現在)	埋立処分	4,704m ³	1995 年
	第 2 区画 (H30.5.31 現在)		224,000m ³	2018 年
し尿処理施設	津軽広域クリーンセンター	下水投入	144kL/日	2015 年
その他	弘前地区環境整備センター	ストックヤード	390m ² /年	2015 年

図 3.5 廃棄物処理施設の位置



出典：「国土地理院ホームページ 地理院地図」

第7章 災害廃棄物の処理方法等

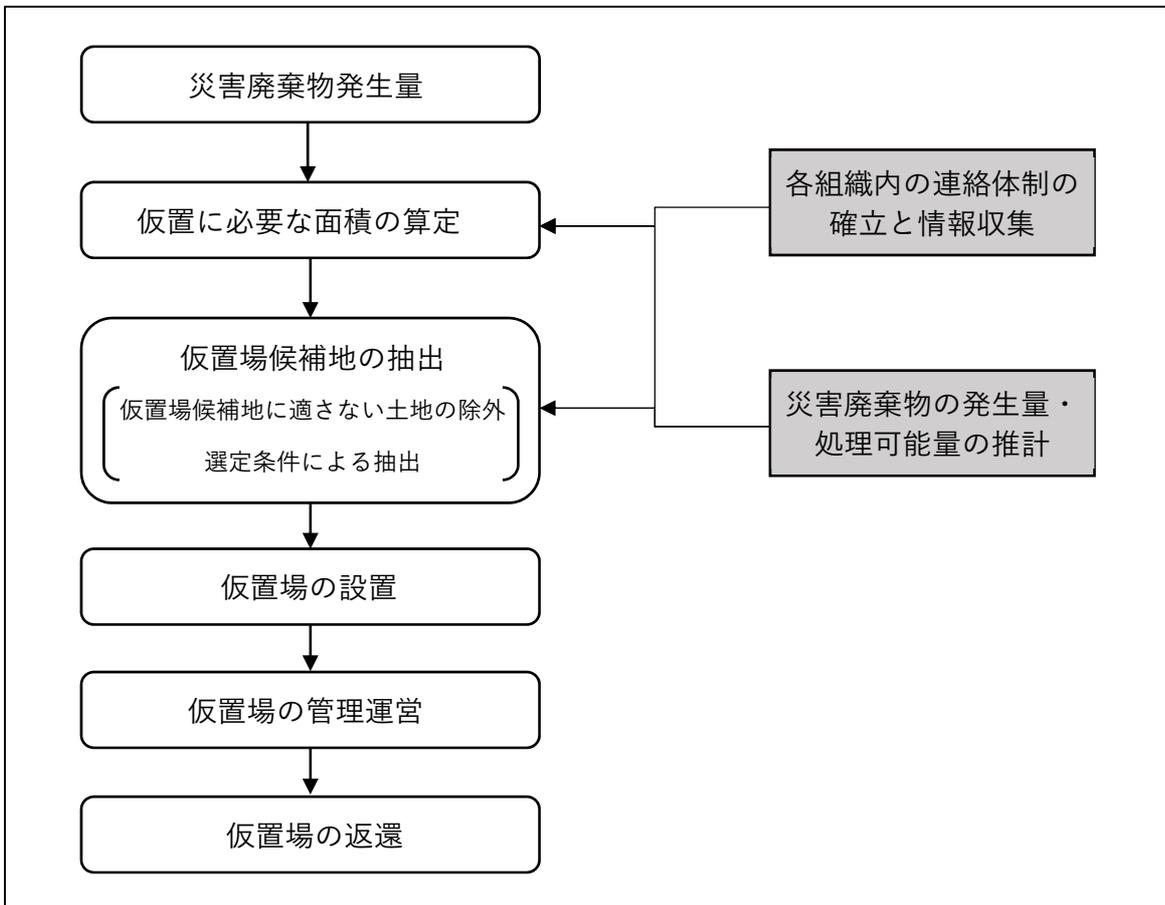
7.1 仮置場

7.1.1 仮置場の設置・運営

生活環境及び生活空間の確保のために、被災建物や片付けごみといった災害廃棄物を速やかに被災現場より撤去し、一定期間仮に集積しておく仮置場を設置する必要がある。

仮置場に係る基本フローを図7.1に示す。発災後は、がれき等発生量の推計により仮置場必要面積を算定し、仮置場候補地を抽出する。候補地から、仮置場として使用する土地を選定し、仮置場を設置、運営・管理を行う。使用後の土地は原状復旧させ、返還する。

図7.1 仮置場に係る基本フロー



7.1.2 仮置場必要面積

(1) 推計方法

「6.1 発生量・処理可能量」で推計した災害廃棄物発生量と、「6.3 処理フロー」で整理した仮置場への搬入量を基に、仮置場必要面積を図7.2のとおり推計した。

図7.2 仮置場必要面積の算定方法

$\text{仮置場必要面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$
<p><u>集積量</u> = 災害廃棄物の搬入量 - 処理量</p> <p><u>災害廃棄物の搬入量</u>：仮置場への搬入が、処理期間3年の時は発災後1年目、処理期間1年の時は発災後1/3年目で完了するものと仮定。</p> <p><u>処理量</u> = 災害廃棄物の搬入量 ÷ 処理期間</p> <p>○災害廃棄物の発生量を処理期間（年）で除して求められる値（発災後1年目での処理量）とする。</p> <p>○処理期間：3年 または 1年</p>
<p><u>見かけ比重</u>（t/m³）：表6.11 参照（40ページ）</p>
<p><u>積上げ高さ</u>：5m以下</p>
<p><u>作業スペース割合</u>：0.8</p>

出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成30年3月）、
「青森県災害廃棄物処理計画」（青森県、平成30年3月）を基に作成

(2) 推計結果

仮置場必要面積の推計結果を表7.1に示す。

表7.1 仮置場必要面積

想定地震	仮置場種類	仮置場必要面積（m ² ）			
		弘前	岩木	相馬	市計
地震 （太平洋側海溝型地震）	一次仮置場	62,945	3,457	1,271	67,673
	二次仮置場	61,050	3,348	1,229	65,627
水害 （岩木川・平川の洪水）	一次仮置場	124,138	8,505	1,611	134,254
	二次仮置場	120,638	8,268	1,562	130,468

注）仮置場の機能及び目的により以下に分けられる。

一次仮置場：処理（再資源化含む）前に災害廃棄物を一定期間分別保管しておく仮置場

二次仮置場：一次仮置場より長期間にわたり災害廃棄物を保管しておく仮置場であり、その後の処理及び運搬のために、仮設中間処理施設を設置し分別や破碎を行う場合が多い。

7.1.3 仮置場の候補地

(1) 仮置場候補地の選定方法

災害廃棄物発生量推計結果から仮置場の必要面積を考慮し、仮置場候補地を図 7.3 に示す手順で選定する。

図 7.3 仮置場候補地の選定基準

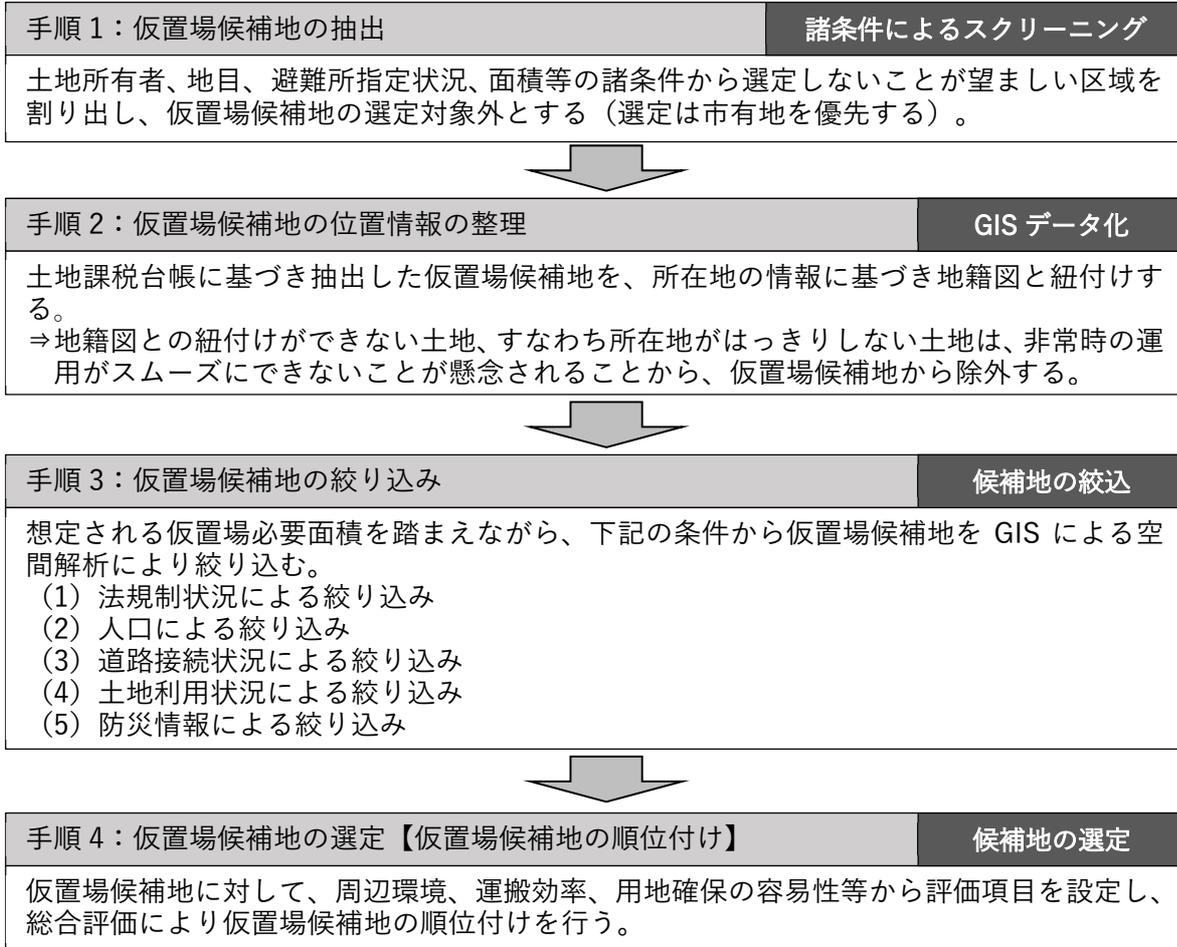


図 7.3 の手順 3 における仮置場候補地の絞り込み基準を表 7.4 に示す。

表 7.4 仮置場候補地の絞り込み基準

No	区分	絞り込みの考え方
1	法規制状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法のうち特別地域および特別保護地区の占める割合が大きい所は除外 ・ 自然環境保全地域の占める割合が大きい所は除外 ・ 土砂災害警戒区域の占める割合が大きい所は除外
2	人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口集中地区は除外
3	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路（幅員 5.5m 以上）から 200m 以上離れている所は除外
4	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍図の地目のうち、森林の占める割合が大きい「原野」「保安林」「山林」や原状回復が難しい「田」は除外 ・ 病院、福祉施設に該当する所及び隣接地は除外 ・ 行政機能を有する施設（役場、支所、出張所、警察署、消防署、国・県の機関）に該当する所及び隣接地は除外
5	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点に指定されている所及び隣接地は除外 ・ 仮設住宅の計画がある所及び隣接地は除外 ・ 緊急ヘリポートの計画がある所及び隣接地は除外 ・ 自衛隊等の宿営の計画がある所及び隣接地は除外

7.2 生活環境保全対策・環境モニタリング・火災防止対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められる一方、市民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要がある。

建物の解体現場及び災害廃棄物の仮置場における環境モニタリング項目及び手法について表を用いて整理した。

(1) 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

建物の解体現場及び災害廃棄物の仮置場における環境モニタリング項目について、環境影響項目（大気質、騒音・振動、土壌汚染、臭気及び水質等）ごとに、環境影響及び対策例について整理した（表 7.5 参照）。

表 7.5 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・保管容器(フレコンバッグ等)への保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌 等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）を基に作成

(2) 環境モニタリング地点の考え方

影響項目（大気質、騒音・振動、土壌汚染、臭気及び水質等）ごとに、環境モニタリング地点の考え方（留意点）を整理した（表 7.6 参照）。

土壌については地質由来の汚染の可能性があるため、仮置場選定時など仮置場として運用する前に汚染の有無を確認しておくことが望ましい。

表 7.6 環境モニタリング地点の考え方

影響項目	選定方法
大気、臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理機器（選別機や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きいと想定される場所を確認する。 ・災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。 ・環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。 ・作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。 ・発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌については、事前に集積する前の土壌等 10 地点程度を採取しておく、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水出口近傍や汚土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月、環境省）を基に作成

(3) 環境モニタリング実施例

影響項目（大気質、騒音・振動、土壌汚染、臭気及び水質等）ごとに、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震等の被災地等において実施された調査、分析方法及び実施頻度の事例を整理した（表 7.7、表 7.8 参照）。

表 7.7 被災地等において実施された環境モニタリング調査。分析方法

影響項目	調査・分析方法（例）
大気 （飛散粉じん）	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラー による重量法に定める方法
大気 （アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版（平成 22 年 6 月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定方法） ・ 第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9 環告第 63 号）に基づく方法とする。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水基準を定める省令（S46.6 総理府令第 35 号） ・ 水質汚濁に係る環境基準について（S46.12 環告第 59 号） ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（H9.3 環告第 10 号）

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月、環境省）を基に作成

表 7.8 環境モニタリングの実施頻度（目安）

調査事項	調査項目	モニタリング頻度	
大気質	粉じん（一般粉じん）	1～4 回/年	
	石綿 （特定粉じん）	作業ヤード	1～4 回/年
		敷地境界	1～2 回/年
騒音振動	騒音レベル	1～4 回/年	
	振動レベル		
悪臭	特定悪臭物質濃度、 臭気指数（臭気強度）	1～2 回/年	
水質	水素イオン濃度（pH）	1～2 回/年	
	浮遊物質（SS）、濁度等	1～2 回/年	
	生物化学的酸素要求量（BOD）又は 化学的酸素要求量（COD）	1～2 回/年	
	有害物質	1～2 回/年	
	ダイオキシン類	1～2 回/年	
	全窒素（T-N） 全リン（T-P）	1～2 回/年	
分級土	有害物質	1 回/900 m ³	

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月、環境省）を基に作成

7.3 有害廃棄物・その他処理が困難な廃棄物の対策

当市において特に留意が必要な処理困難物等は表 7.9 のとおりである。農地では農業系廃棄物が発生する。農業系廃棄物は水害により大量に発生した場合は腐敗性が強く、早期の処分が必要である。公衆衛生確保を念頭に置き、まずは生活環境（往来含む）からの排除を行い、状況に応じて薬剤散布による衛生対策も併用する。

表 7.9 処理困難物の留意点及び対応方針

発生想定 エリア	対策	
	処理困難物	留意点・対応方針
農地	農作物	・腐敗対策（早期処分）
	農薬	・分別保管 ・漏洩、汚染防止 ・専門業者への処理依頼
	農機具	・原則、所有者への返還 ・専門業者への処理依頼
市街地等	有害廃棄物 （アスベスト、PCB、トリ クロロエチレン等、水銀 使用製品 等）	・分別保管 ・漏洩、汚染防止 ・事前の登録データ等の活用 （PCB：PCB 特措法届出、アスベスト、 トリクロロエチレン等、水銀：水質汚濁 防止法、大気汚染防止法等届出 等） ・専門業者への処理依頼
	危険物 （灯油・ガソリン、ガスボ ンベ、スプレー缶 等）	・分別保管 ・爆発（発火）対策 ・漏洩、汚染防止 ・通常のごみ処理方法の活用 ・専門業者への処理依頼

農業系廃棄物処理の参考例として、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による常総市の農業系廃棄物処理の内容を表 7.10 に示す。

表 7.10 常総市水害の農業系廃棄物処理の内容

被害の概要 ※1	
<ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒川の堤防決壊により、浸水や農地や土砂が堆積 ・市内の田 145 箇所、畑 40 箇所が被害 ・JA の倉庫に保管されていた個人農家の米も浸水被害を受けた 	
対象	留意点・対応方針
米(玄米・もみ)、 稲わら ※2 (農作物)	<ul style="list-style-type: none"> ○処理主体：各農家 ○方法：圃場散布、土壌すき込み ○留意点： <ul style="list-style-type: none"> ・湿田や水はけの悪い圃場は避け、できるだけ早い時期に散布 ・散布は圃場全面に均等に施用したのちロータリー等で土壌を混和し、その後も1～2回程度混和を繰り返す。 ・農地外の稲わらは、市で災害廃棄物として処理する。
浸水米 ※1 約 1,400 トン (廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ○処理主体：市(県・国等、支援団体含む) ○方法：民間企業によりセメント原料化及び燃料化 ○特記事項： <ul style="list-style-type: none"> ・JA の倉庫に保管されていた浸水米は、腐敗しており悪臭が発生していたこと、及び保管容器より汚水が浸出していたことなど生活衛生上の影響が懸念されたこと等から応急対応を実施 <p style="text-align: center;">浸水米(JA倉庫)の状況 ※1</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>仮置きされた浸水米</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>浸水米の状態(腐敗が進行)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>保存容器下部からの汚水の浸み出し</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トラックによる搬出</p> </div> </div>

※1 出典：「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録」
 (環境省関東地方環境事務所、平成 29 年 3 月)

※2 出典：「水害による米等の扱いについて」(常総市経済環境部農政課ホームページ、平成 27 年 10 月)

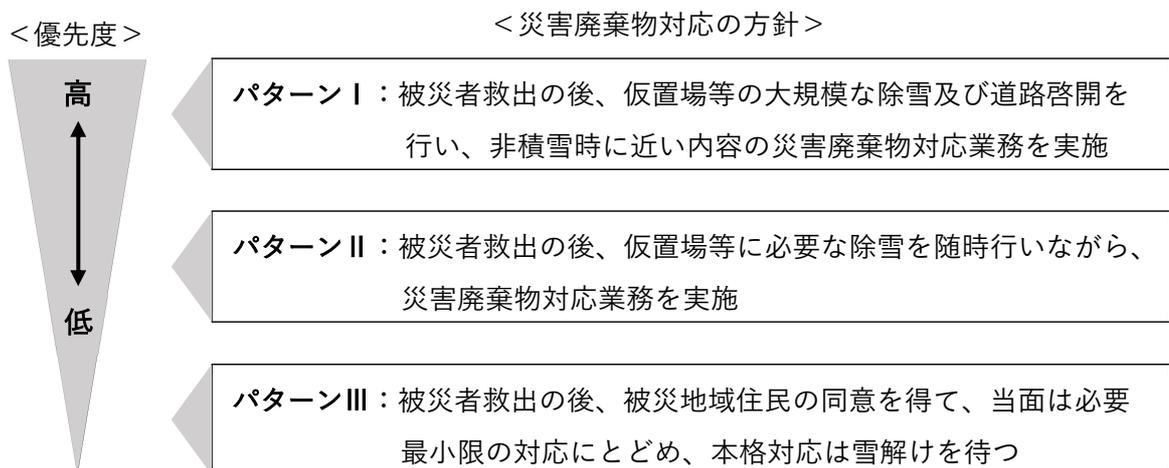
7.4 積雪期の対応方針

当市は積雪地帯であり、冬季の積雪時に大地震等の災害が発生した場合は、災害廃棄物対応についても非積雪時と一部異なる対応が必要となる。

積雪期は、特に救助や避難所、あるいは生活のための道路啓開といった除雪作業が優先されること、また夏季と異なり廃棄物の腐敗や病虫害発生等のリスクは少ないこと等から、災害対策本部の決定を踏まえ、災害廃棄物対応をどこまで優先するか方針を決定する（図 7.4 参照）。

また、災害廃棄物対応の際は、除雪能力の確保や転倒事故等の防止といった一般的な雪対策とともに、仮置場においては、仮置使用可能面積の補正や、融雪や凍結による廃棄物への影響、また除雪・積雪に伴う作業効率低下に留意しながら管理を行う（表 7.11 参照）。

図 7.4 積雪期の災害廃棄物対応方針



出典：「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」（災害廃棄物対策東北ブロック協議会、平成 30 年 3 月）を基に作成

表 7.11 積雪期の災害廃棄物対応における留意事項

対応業務等	留意事項
一般的な雪対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪能力の確保（人員、資機材） ・ 雪置き場（捨て場）及び搬出先の確保 ・ 事故防止（スリップ、雪かき中の落下、転倒防止） ・ 着雪対策（看板・標識の設置高さ確保、雪払い）
搬入出ルート確保 (仮置場、避難所ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の除雪は、災害対策本部の方針のもと、道路管理者（国・県・市 ※）により実施されるため、災害対策本部及び道路管理者に災害廃棄物運搬に必要なルートについて除雪を要請する。 ・ 除雪作業の進捗、消雪設備の復旧状況等を確認し、安全なルートを把握する。 <p style="margin-left: 40px;">※国：国土交通省青森河川国道事務所 県：県中南地域県民局地域整備部 市：弘前市道路維持課</p>
仮置場の候補地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪崩危険箇所や除雪困難な候補地の除外 ・ 道路啓開（注1）に応じた候補地選定
仮置場の管理及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪可能エリア及び雪堆積スペースを考慮し、仮置可能面積を補正する。 ・ 融雪時の水分量の変化あるいは凍結の防止のため、災害廃棄物の受入及び保管時は、雪と可能な限り分別する。 ・ 融雪や気温上昇により含水率等の性状が変化しやすい廃棄物は、シート等を被覆し養生する。 ・ 必要人員及び機材に除雪分の増加を見込むとともに、受入時間の短縮等を検討する（朝、除雪作業後に受入開始等）。 ・ 融雪時は、雪堆積場等から汚水が発生することから、排水溝や排水先を検討する。 <p style="margin-left: 40px;">※その他、本表「一般的な雪対策」について配慮する。</p>

注 1：道路啓開とは、被災道路について最低限の瓦礫等の撤去や簡易な段差修正等を実施し、緊急車両等の通行を早急に可能にすることをいう。

弘前市災害廃棄物処理計画

弘前市 市民生活部 環境課

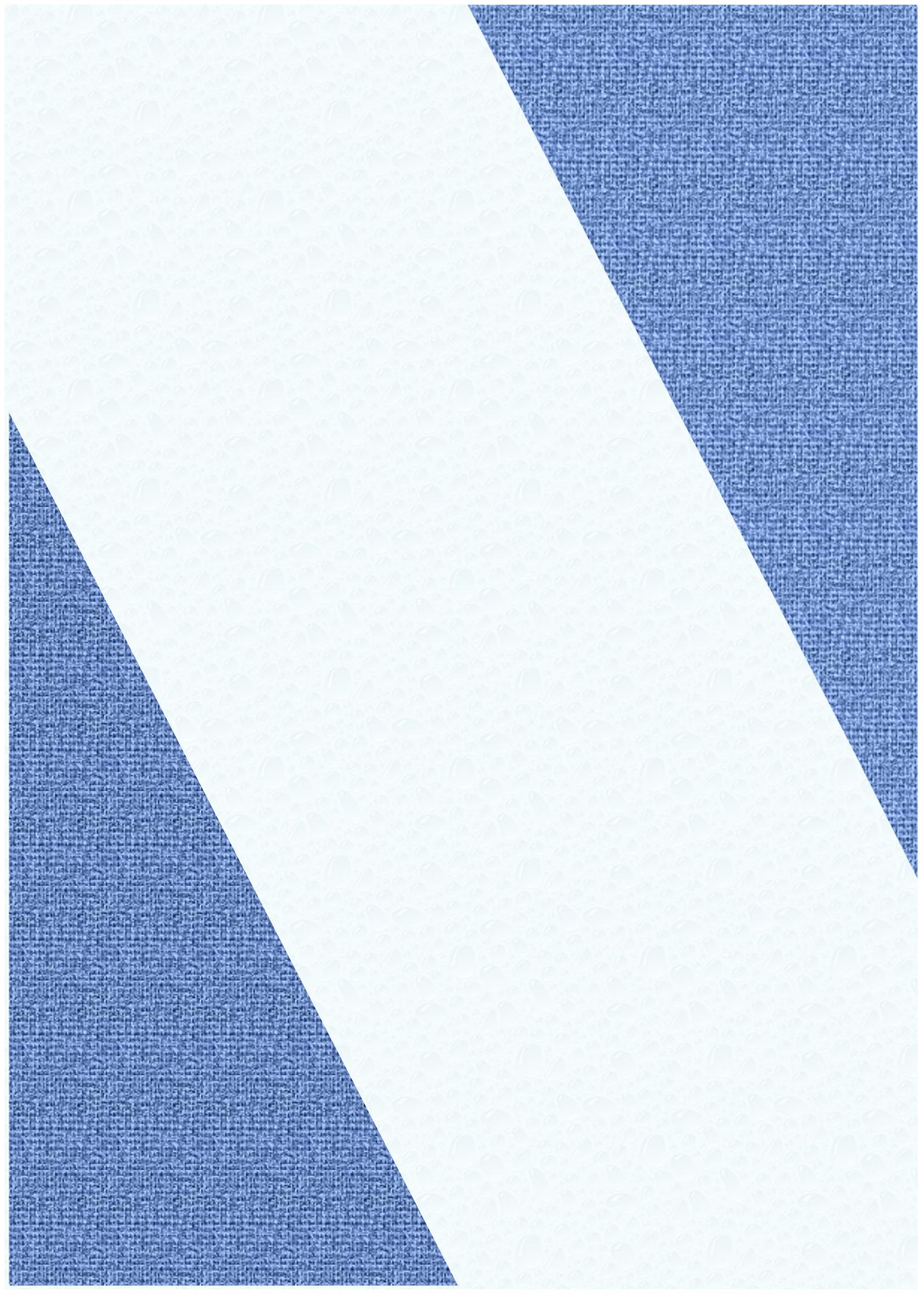
〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1

TEL 0172-32-1969

FAX 0172-37-7271

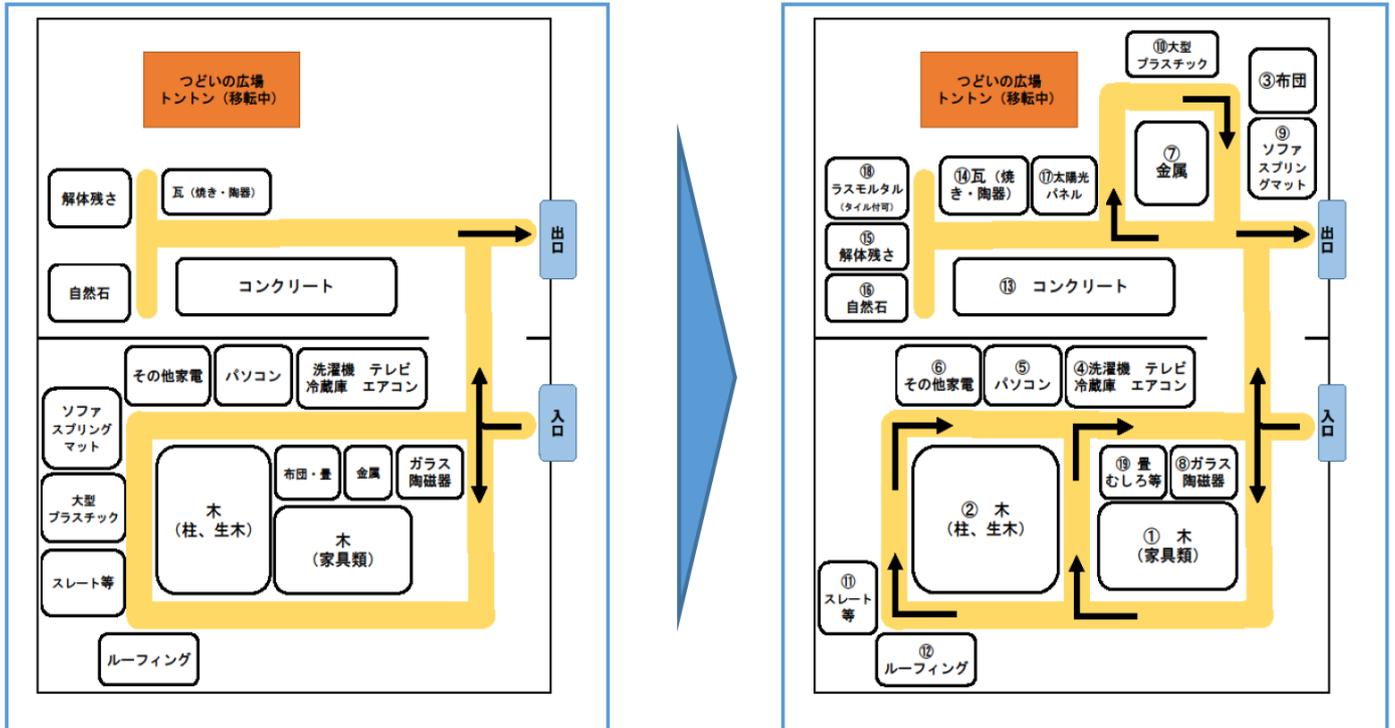
Mail kankyoushi@city.hirosaki.lg.jp

令和●年●月



災害廃棄物の仮置場について

仮置場の分別配置の例（平成 28 年熊本地震・益城町）



- ・ 発災翌日 H28.4.15 に小学校跡地に仮置場を設置（当初約 16,300m²）
- ・ 搬入車両渋滞解消、未活用スペースの活用等を目的に H29.2 よりレイアウト変更

《仮置場設置に係る注意点》

- 病院、学校、水源等に接していないこと。
- 住宅密集地でないこと。
- 応急仮設住宅の建設候補地でないこと。
- 渋滞対策として周辺道路に配慮すること。
- 搬入、分別ルールを徹底すること。
- 無人にせず、受付や場内案内員、分別指導員などを配置すること。

台風 19 号被災地（宮城県角田市）の災害廃棄物仮置場

